

ID: 1895

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の20		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の20の規定による。 (改善命令) 第25条の20 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従って認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年 月 日